

## 口座収支情報報告協定

協定番号：\_\_\_\_\_

本協定は\_\_\_\_\_（日付）以下の三者により締結される。

甲方：[\_(域外口座開設銀行)\_]、当該会社は[\_\_\_\_\_]法に基づき正式に成立し、且つ有効な存続となる会社であり、該当会社の登録場所は[\_\_\_\_\_]となる。

乙方：[\_(域内報告銀行)\_]、中華人民共和国の法律に基づき正式に成立し、且つ有効に存続している会社の分支機構であり、該当会社の登録場所は[\_\_\_\_\_]となる。

丙方：[\_(域内機構全称（口座開設名称と一致すること）)\_]、組織機構コードは[\_\_\_\_\_]、中華人民共和国の法律に基づき正式に成立し、且つ有効に存続している公司であり、該当する登録場所は[\_\_\_\_\_]、所在地の外管局は[\_\_\_\_\_]である。

丙方は、中国国家外貨管理局が[\_\_\_\_\_]（日付）に公布した[《貨物貿易の輸出収入を域外に留保する管理試行弁法》（以下《弁法》と略称）]に基づき、甲方にて[輸出収入域外留保専用]口座（以下「専用口座」と略称）を開設する。《弁法》の関連規定により、丙方は、甲乙双方との協定に基づき、甲乙双方に丙方の登録地の外貨管理局（以下外管局と略称）に当該専用口座収支情報の報告を授権した後に、甲方にて当該専用口座を開設することができる。

### 1. 授権

丙方は甲、乙双方が《弁法》に基づき、且つ本協定で要求する内容と方式にて甲方で開設した専用口座のすべての情報を外管局に報告することに同意し、且つ授権する。

### 2. 口座開設

2.1 丙方は《弁法》および甲方の所在国又は地区の関連法律の規定に基づき、甲方にて専用口座を開設し、口座番号は[\_\_\_\_\_]である。当該口座は丙方が外管局による域外口座開設批准を獲得した後、有効となる。

2.2 丙方は、上述する口座番号の収支が真実で、かつ合法的な貿易に基づき、中国及び甲方の所在国と地域の関連法律の規定に符合することを承諾する。

2.3 甲方が丙方に総合口座管理方式モデルを適用する場合は、総合口座に輸出収入域外留保の専用サブ口座を単独に設定し、当該サブ口座に基づき本協定関連義務を履行する。

### 3. 口座情報の報告

3.1 甲方は乙方を通じて外管局に丙方の専用口座情報を報告する。

情報内容は：専用口座収入、支出、残高、取引期日及び取引明細を含む。

3.2 甲方は四半期毎に四半期終了後 5 営業日以内に丙方の専用口座情報を乙方に送達する。

甲乙双方は情報の送達方法を定める権利を有する。

3.3 乙方は甲方から送達された丙方の専用口座情報を受領後に、中国語に翻訳して、且つ以下フォーマットに統一し、当該四半期終了後 10 営業日以内に外貨口座情報交換プラットフォームを通じて、乙方の所在地の外管局に報告する。

期日	口座収入	口座支出	口座残高	取引明細

#### 4. 有効期間

4.1 本協定は甲方と乙方の責任者或いは授権された代理署名者がサインし、且つ業務専用印鑑を押捺し、且つ、丙方の法定代表者又は授権された代理署名者がサインし、公印を押捺する。調印日より効力が発生する。

4.2 甲方が、本協定通りに乙に丙の専用口座情報を報告しない場合、丙は自動的に甲方専用口座のすべての取引を停止し、且つ口座を閉鎖する権利がある。甲方は丙方の蒙った相応損失を補償しなければならない。丙方は本協定で約定したすべての専用口座を閉鎖するとき、本協定を中止する。

4.3 乙方が本協定の約定通りに外貨管理局に丙方の専用口座の情報を送報しない場合、丙方は本協定を中止し、またその他の域内銀行を選んで改めて協定を締結する権利がある。乙方は丙方が本件にて蒙った相応損失を補償しなければならない。

4.4 不可抗力或いは丙方の原因で甲方又は乙方が本協定を履行できない場合、甲方と乙方の相応責任を免除する。甲方又は乙方は協定履行に影響を与えた事件の発生後 10 営業日以内に、丙方に通知しなければならない。

4.5 本協定の効力発生後に、丙方は外管局の承認を取得できず、専用口座を設立できない場合、甲方に遅滞なく通知し、本協定を中止しなければならない。

#### 5. 管轄法律と争議解決

5.1 本協定は[乙方と丙方の所在地]の法律に基づき管轄され、また、[乙方と丙方の所在地]の法律に基づき解釈される。

5.2 本協定に基づき、又は本協定に関連する争議に対しては、協定当事者は[乙方と丙方の所在地]の裁判所の管轄を受けることを同意する。

#### 6. その他

本協定は甲、乙双方が丙方と締結した「丙方の甲方で専用口座開設に係わる条項と条件の組成部分である。本協定で規定された事項について、他の条項或いは条件と如何なる相違があれば、本協定に準ずる。

甲：	乙：	丙：
印	印	印
責任者	責任者	法定代表者
(代理署名者)	(代理署名者)	(代理署名者)
氏名：	氏名：	氏名：
役職：	役職：	役職：
期日：	期日：	期日：

注：甲、乙、丙三方は本協定のサンプルに基づき、関連内容を追加することができるが、追加条項はサンプル内容と抵触してはならない。

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

## 账户收支信息报送协议

协议编号：\_\_\_\_\_

本协议于\_\_\_\_\_（日期）由下列三方签署：

甲方：[\_\_\_\_\_]（境外开户行），一家根据[\_\_\_\_\_]法律正式成立并有效存续的公司，其注册地址位于[\_\_\_\_\_]；

乙方：[\_\_\_\_\_]（境内报告行），一家根据中华人民共和国法律正式成立并有效存续的公司分支机构，其注册地址位于[\_\_\_\_\_]；

丙方：[境内机构全名（需与开户名称一致）]，组织机构代码[\_\_\_\_\_]，一家根据中华人民共和国法律正式成立并有效存续的公司，其注册地址位于[\_\_\_\_\_]，所在地外汇局为[\_\_\_\_\_]。

### 鉴于：

丙方要求按照中国国家外汇管理局于[日期]颁布的[《货物贸易出口收入存放境外管理试点办法》（以下简称《办法》）]在甲方开立[出口收入存放境外专用]账户（以下简称专用账户）。根据《办法》相关规定，丙方须在与甲、乙双方签订协议以授权甲、乙双方定期向丙方注册所在地外汇管理局（以下简称外汇局）报送其专用账户收支信息后，方可在甲方开立此类专用账户。

### 1. 授权

丙方特此同意并授权甲、乙双方按照《办法》和本协议要求的内容和方式向外汇局报送其在甲方开立的专用账户的所有信息。甲、乙双方特此同意按丙方授权向外汇局报送信息。

### 2. 开户

- 2.1 丙方根据《办法》及甲方所在国家或地区相关法律规定，在甲方开立专用账户，账号为[\_\_\_\_\_]。此账户在丙方获外汇局境外开户核准后生效。
- 2.2 丙方承诺，上述账户的收支具有真实、合法的交易基础，符合中国及甲方所在国家和地区相关法律规定。
- 2.3 甲方对丙方采取综合账户管理模式的，应在综合账户下单设出口收入存放境外专用分账户，以此分账户为基础履行本协议相关义务。

### 3. 账户信息报送

- 3.1 甲方通过乙方向外汇局报送丙方专用账户信息。信息内容包括：专用账户收入、支出、余额、交易日期及交易明细。
- 3.2 甲方应于每季度结束后 5 个工作日内将丙方专用账户信息如实递送至乙方。甲、乙双方有权自行约定信息递送方式。
- 3.3 乙方收到甲方递送的丙方专用账户信息后，负责翻译成中文并规范成如下格式后，于相关季度结束后 10 个工作日内通过外汇账户信息交互平台报送至乙方所在地外汇局。

日期	账户收入	账户支出	账户余额	交易明细

#### 4. 有效期

- 4.1 本协议由甲方和乙方负责人或其授权签字人签署并加盖业务专用章、丙方法定代表人或其授权签字人签署并加盖公章，并自签署之日起生效。
- 4.2 若甲方未按照本协议约定向乙方递送丙方专用账户信息，丙方有权主动停止在甲方专用账户的所有交易活动并关闭账户，甲方应承担丙方因此蒙受的相应损失。丙方关闭本协议约定的所有专用账户时，本协议终止。
- 4.3 若乙方未按照本协议约定向外汇局转报丙方专用账户信息，丙方有权终止本协议，并选择其他境内银行重新签署协议。乙方应承担丙方因此蒙受的相应损失。
- 4.4 由于不可抗力或丙方原因导致甲方或乙方无法履行本协议的，免除甲方或乙方相应责任。甲方或乙方应于影响履约事件发生后 10 个工作日内通知丙方。
- 4.5 本协议生效后，若丙方未获外汇局批准开立专用账户，丙方应及时告知甲方以终止本协议。

#### 5. 管辖法律和争议解决

- 5.1 本协议受[乙方和丙方所在地]法律管辖，并按[乙方和丙方所在地]法律解释。
- 5.2 对于因本协议引发或与本协议有关的争议，协议三方同意接受[乙方和丙方所在地]法院管辖。

#### 6. 其他

本协议是甲、乙双方与丙方所达成的有关丙方在甲方所开立专用账户的条款和条件的组成部分。就本协议所述事项，若本协议与任何其他条款或条件出现任何不一致，应以本协议为准。

甲方： 盖章	乙方： 盖章	丙方： 盖章
负责人 (授权签字人)	负责人 (授权签字人)	法定代表人： (授权签字人)
姓名：	姓名：	姓名：
职务：	职务：	
日期：	日期：	日期：

注：甲、乙、丙三方可在本协议模板基础上丰富协议内容，所增条款不得与模板内容相抵触。